

令和 5 年 1 2 月 1 日

議 案 参 考 資 料

1 2 月 定 例 会 議

常 総 市

◎議案第 80 号 常総市行政組織条例等の一部を改正する条例について

本案は、常総市行政組織条例で定める市長の直近下位の内部組織の再編を行うとともに、各部等において所掌する事務の見直しを図り、その移管に係る改正を行うほか、関係する条例において、規定の整理に係る改正を行うものです。

今回の組織再編は、市役所全体の組織及び事務分掌を調整するとともに、役割や機能が低下した組織を統合又は廃止の対象とし、新たな課題に対応可能な体制の整備を目的として、令和 6 年 4 月 1 日付けでの再編となります。

主な再編の内容ですが、「保健衛生部」を廃止し、同部に属する保健推進課は「福祉部」に、健康保険課は「市民生活部」に、生活環境課は「産業振興部」にそれぞれ属することとし、現行の 8 部体制から 7 部体制といたします。

この組織再編に伴い、各部等の事務分掌の見直しを行うほか、常総市福祉事務所設置条例及び常総市健康づくり推進協議会設置条例において規定の整理のための改正を行うものです。

○常総市行政組織条例

昭和 53 年 6 月 30 日

条例第 16 号

水海道市部室等設置条例（昭和 46 年水海道市条例第 24 号）の全部を改正する。

（部等の設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるための内部組織として、次の部等を置く。

- (1) 市長公室
- (2) 総務部
- (3) 市民生活部
- (4) 福祉部
- ~~(5) 保健衛生部~~
- ~~(6)~~ (5) 産業振興部
- ~~(7)~~ (6) 都市建設部

（事務分掌）

第 2 条 前条に規定する内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 市長公室
 - ア 秘書，広報及び広聴に関すること。
 - イ ~~重要な政策の立案及び施策の推進~~市政の総合企画及び総合調整に関すること。
 - ウ 行政経営行政改革に関すること。
 - エ 情報政策財産管理に関すること。
 - ~~オ 統計に関すること。~~
 - ~~カ~~ 防災及び危機管理に関すること。
 - ク 交通安全に関すること。
- (2) 総務部
 - ア 議会及び法制に関すること。
 - イ 契約に関すること。
 - ~~ク~~ ウ 職員の人事，研修及び厚生に関すること。
 - ~~ウ 法制に関すること。~~
 - ~~エ 財産管理及び契約に関すること。~~

~~ホエ~~ 予算その他財政に関すること。

~~ホオ~~ 行政改革情報政策に関すること。

カ 統計に関すること。

キ 市税の賦課（国民健康保険税の賦課を除く。）及び徴収に関すること。

ク 他の部等の所掌に属さない行政一般に関すること。

(3) 市民生活部

ア 市民協働及び多文化共生の推進に関すること。

イ 地域組織に関すること。

~~イウ~~ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

~~ウ~~ ~~市民相談に関すること。~~

エ 支所に関すること。

オ 国民健康保険及び国民年金に関すること。

カ 国民健康保険税の賦課に関すること。

キ 医療福祉に関すること。

~~ホク~~ 同和対策及び隣保事業に関すること。

~~ホケ~~ 男女共同参画に関すること。

(4) 福祉部

~~ア~~ ~~福祉事務所に関すること。~~

~~イア~~ 社会福祉に関すること。

~~イイ~~ 高齢者福祉に関すること。

~~イウ~~ 介護保険に関すること。

~~ホエ~~ 児童福祉に関すること。

オ 保健衛生及び健康増進に関すること。

~~(5) 保健衛生部~~

~~ア~~ ~~保健衛生及び健康増進に関すること。~~

~~イ~~ ~~国民健康保険及び国民年金に関すること。~~

~~ウ~~ ~~国民健康保険税の賦課に関すること。~~

~~エ~~ ~~医療福祉に関すること。~~

~~オ~~ ~~環境衛生及び交通安全に関すること。~~

~~(6)~~ (5) 産業振興部

ア 常総インターチェンジ周辺整備事業産業の振興に関すること。

~~イ~~ ~~道の駅の整備に関すること。~~

~~イイ~~ 農業、林業及び水産業に関すること。

エウ 地籍調査に関する事。

~~ホエ~~ 商工業、観光及びフィルムコミッションに関する事。

~~ホオ~~ 消費者保護に関する事。

カ 環境衛生に関する事。

~~(7)~~(6) 都市建設部

ア 都市計画に関する事。

~~イ~~ ~~土地利用対策及び水資源対策に関する事。~~

~~ウイ~~ 区画整理に関する事。

エウ 住宅及び建築に関する事。

~~ホエ~~ 産業用地及び市街地の整備に関する事。

~~ホオ~~ 公園緑地に関する事。

~~キカ~~ 道路及び河川に関する事。

~~クキ~~ 下水道に関する事。

(支所の設置)

第 3 条 法第 155 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所を置く。

2 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
常総市石下支所	常総市新石下 4 3 1 0 番地 1	編入前の石下町の区域

(規則への委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。

(水海道市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

2 水海道市特別職報酬等審議会条例(昭和 39 年水海道市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「市長公室」を「総務部」に改める。

中略

附 則 (令和 2 年条例第 35 号)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年条例第 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○常総市福祉事務所設置条例

昭和 35 年 9 月 30 日

条例第 18 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を設置する。

2 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
常総市福祉事務所	常総市水海道諏訪町 3 2 2 2 番地 3	常総市の全域

(所掌事務)

第 2 条 福祉事務所は、社会福祉法第 14 条第 6 項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 社会福祉法の施行に関すること。
- (2) 民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）の施行に関すること。
- (3) その他社会福祉に関する事務のうち市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 福祉事務所に社会福祉課、~~幸せ長寿課~~高齢福祉課、介護保険課及びこども課を置く。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は公布の日から施行し、昭和 35 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 水海道市福祉事務所設置条例（昭和 29 年水海道市条例第 5 号）は、廃止する。

中略

附 則（平成 31 年条例第 2 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○常総市健康づくり推進協議会設置条例

平成 17 年 12 月 28 日

条例第 103 号

(設置)

第 1 条 市民の生涯を通じての健康づくりを推進するための施策を総合的かつ効果的に実施することを目的として、常総市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行う。

- (1) 検診、診査及び予防に関すること。
- (2) 健康相談及び健康教育に関すること。
- (3) 保健指導及び衛生知識の普及に関すること。
- (4) 栄養指導に関すること。
- (5) 老人保健事業の推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために協議会が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市長をもって充て、副会長はつくば保健所長をもって充てる。

3 委員は、次の職にある者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会文教厚生委員長
- (2) 教育長
- (3) [保健衛生部長](#)[福祉部長](#)
- (4) 市嘱託医
- (5) 市嘱託歯科医
- (6) 市学校薬剤師
- (7) 市国民健康保険運営協議会の代表
- (8) 市シルバークラブ連絡協議会の代表
- (9) 市スポーツ協会の代表

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により任命され、又は委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

(幹事会)

第7条 協議会の任務を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事は委員のうちから会長が任命し、又は委嘱し、幹事長は[保健衛生部長福祉部長](#)をもって充てる。
- 3 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集して主宰する。

(専門委員)

第8条 協議会に、専門の事項を調査し、及び審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、市職員、県職員、市嘱託医、市嘱託歯科医、市学校薬剤師及び学識経験者のうちから会長が任命し、又は委嘱する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康づくりの推進を所管する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成18年3月31日までの間、第3条第2項中「常総保健所長」とあるのは「水海道保健所長」とする。

中略

附 則 (令和3年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年条例第 号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

◎議案第 8 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例について

この条例は、本年 5 月に公布された地方自治法の一部を改正する法律の規定により、地方自治法の条項に移動があったことに伴い、常総市監査委員条例、常総市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、常総市下水道事業の設置等に関する条例及び常総市水道事業の設置等に関する条例において、同法の当該条項を引用する部分を改めるもので、地方自治法の一部を改正する法律の施行日である令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

○常総市監査委員条例

昭和 39 年 3 月 31 日

条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 200 条第 2 項及び第 202 条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の通知)

第 2 条 監査委員は、法第 199 条第 2 項、第 4 項、第 5 項若しくは第 7 項又は第 235 条の 2 第 2 項の規定による監査を行うときは、監査をする日の 10 日前までに監査の対象となる機関及び関係機関に通知するものとする。

(請求又は要求の監査)

第 3 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項及び第 7 項、第 235 条の 2 第 2 項、第 242 条第 1 項並びに~~第 243 条の 2 の 2 第 3 項~~第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、やむを得ない場合を除くほか、60 日以内に監査を行わなければならない。

第 4 条—第 10 条 略

(委任)

第 11 条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 水海道市監査委員の設置及びその事務執行に関する条例（昭和 29 年 7 月 12 日水海道市条例第 2 号）は、廃止する。

中略

附 則（令和 2 年条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○常総市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

令和 3 年 3 月 1 7 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）~~第 2 4 3 条の 2 第 1 項~~第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法~~第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項~~第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償の一部免責)

第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 3 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長，教育委員会の教育長若しくは委員，選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員，農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2
- (4) 市の職員（前 2 号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○常総市下水道事業の設置等に関する条例

令和元年12月16日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、本市が経営する下水道事業の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条—第6条 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）~~第243条の2の2第8項~~第243条の2の8第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

第8条—第10条 略

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第 号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○常総市水道事業の設置等に関する条例

昭和 43 年 3 月 27 日

条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、本市が経営する水道事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条—第 6 条 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 7 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）~~第 243 条の 2 の 2 第 8 項~~第 243 条の 2 の 8 第 8 項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100 万円以上である場合とする。

第 8 条・第 9 条 略

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

中略

附 則 (令和 2 年条例第 1 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年条例第 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

◎議案第 8 2 号 常総市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

児童デイサービスセンターは、障がい児が日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活への適応を図るための指導及び訓練等の事業を実施し、障がい児福祉の増進を図るための施設となっております。

児童デイサービスセンターの実施事業として、児童福祉法に規定する「障害児相談支援事業」を定めておりますが、開所以来当該事業は行っておらず、今後行う予定がないことから、これを削るとともに、引用する同法の規定が改正されたことに伴い、引用条文を改める等の改正を行います。

○常総市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例

平成 1 7 年 3 月 2 3 日

条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、常総市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第 2 条 障害児（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。以下同じ。）が日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活への適応を図るための指導及び訓練等を行う施設として、児童デイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
常総市児童デイサービスセンター	常総市水海道森下町 4 4 3 4 番地 2
常総市児童デイサービスセンター 石下分室	常総市新石下 4 3 6 5 番地

(事業)

第 3 条 センターは、次の事業を行う。

(1) ~~法第 6 条の 2 第 1 項~~法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業
(児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援に限る。)

~~(2) 法第 6 条の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援事業~~

~~(3) (2) 障害児及びその家族の生活等に関する相談及び助言~~

~~(4) (3) 前 3 号前 2 号~~に掲げるもののほか、障害児の心身の発達に必要な事業

(開所時間及び休所日)

第 4 条—第 1 2 条 略

(委任)

第 1 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 8 月 1 日から施行する。

(重要な公の施設に関する条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例（昭和 3 9 年水海道市条例第 4 1 号）の一部を

次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成 17 年条例第 20 号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 11 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 6 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 26 号）

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 8 3 号 常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

本案は、市町村の確認を受けて教育・保育を行う特定教育・保育施設の運営基準について、市町村が条例でこれを定める際の基準となる内閣府令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、条例の規定中の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の引用条項を改めるとともに、特定教育・保育施設である幼稚園が、特別利用教育を提供する場合の読替え規定の内容を追加するもので、いずれも内閣府令の改正と同様の内容となっているものです。

○常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成 2 6 年 9 月 1 7 日

条例第 1 7 号

目次 略

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 3 4 条第 2 項及び第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

第 2 条—第 5 条 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 6 条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育又は保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前 2 項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当

該選考を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育又は保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

第 7 条—第 1 2 条 略

(利用者負担額等の受領)

第 1 3 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第 2 7 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2・3 略

- 4 特定教育・保育施設は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7 7, 1 0 1 円

(イ) 法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5 7, 7 0 0 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7 7, 1 0 1 円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に 3

人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満 3 歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第 3 項及び第 4 項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。この場合において、第 3 項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によらなければならない。

第 14 条 略

（特定教育・保育の取扱方針）

第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要

領（認定こども園法第 10 条第 1 項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び~~同条第 1 1 項~~同条第 10 項の規定による公示がされたものに限る。）

次号及び第 4 号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 前項第 2 号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

第 16 条—第 34 条 略

第 3 節 特例施設型給付費に関する基準

（特別利用保育の基準）

第 35 条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設

(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第 1 3 条第 2 項中「法第 2 7 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 2 8 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第 3 6 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第 3 4 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学

校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準

第 37 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同令第 27 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。同号において同じ。）にあつては 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型（同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 項において同じ。）にあつては 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 42 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満

1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第 38 条—第 53 条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

2—5 略

中略

附 則 (令和 5 年条例第 2 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

- ◎議案第 8 4 号 指定管理者の指定について（常総市児童デイサービスセンター）
- ◎議案第 8 5 号 指定管理者の指定について（常総市心身障害者福祉センター）
- ◎議案第 8 6 号 指定管理者の指定について（常総市水海道児童センター）
- ◎議案第 8 7 号 指定管理者の指定について（常総市三坂児童館）

これらの施設につきましては、平成 1 8 年度から指定管理者制度を導入し、いずれの施設も社会福祉法人常総市社会福祉協議会を指定しているところ、今年度末をもって 3 年間の指定期間が満了することとなります。

令和 6 年度以降の施設の管理運営につきましては、長期的な運営目標の設定による効果的な支援体制の実現を目指し、指定期間を 5 年間に設定した上で児童デイサービスセンター及び心身障害者福祉センターを障害児・者福祉施設、水海道児童センター及び三坂児童館を児童厚生施設として、それぞれ公募を行ったところ、いずれも社会福祉法人常総市社会福祉協議会 1 者の応募があり、庁内の審査委員会において審査を行った結果、公募に当たり設定した基準を満たしていると認められることから、同法人を指定候補者として選定いたしました。

つきましては、児童デイサービスセンター及び心身障害者福祉センター並びに水海道児童センター及び三坂児童館の指定管理者として、社会福祉法人常総市社会福祉協議会を指定したく、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いいたします。

◎議案第 88 号 常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

この条例は、本年5月に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部改正が行われ、国民健康保険税の納税義務者やその世帯に属する被保険者が出産する予定である場合又は出産した場合に、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割及び被保険者均等割の減額措置が創設されたことから、当該減額措置の実施に必要な改正を行うものです。

減額措置の内容といたしまして、一般的な単胎妊娠の場合には、出産予定日等の属する月の前月から出産予定日等の属する月の翌々月までの期間の実質4箇月分の出産被保険者に係る所得割及び被保険者均等割を減額いたします。

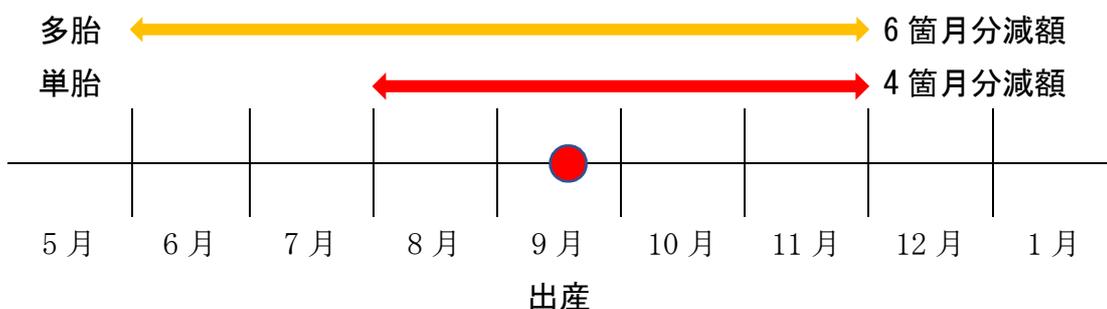
また、複数の胎児を同時に妊娠する多胎妊娠の場合には、出産予定日等の属する月の3箇月前から出産予定日等の属する月の翌々月までの期間の実質6箇月分の所得割及び被保険者均等割を減額いたします。

この減額措置の創設に伴い、当該減額措置の対象となる納税義務者の範囲、減額される所得割額及び被保険者均等割額、減額措置に係る手続その他減額措置の実施に必要な規定を設けることといたします。

この条例の施行日は令和6年1月1日といたしますが、減額措置については令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとなります。

なお、この措置に伴う費用負担措置として国民健康保険法が改正され、減額総額について、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れることとされ、繰入額の2分の1を国が、4分の1を茨城県が、4分の1を市が負担することとなります。

〔(例) 出産予定日等が9月中の場合〕



○常総市国民健康保険税条例

昭和 34 年 6 月 28 日

条例第 13 号

(納税義務者)

第 1 条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして、国民健康保険税を課する。

(課税額)

第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

- 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 65 万円を超える場合には、基礎課税額は、65 万円とする。
- 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 22 万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、22 万円とする。
- 4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 17 万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17 万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100 分の 7.02 を乗じて算定する。

- 2 前項の場合における法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、法第 313 条第 9 項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第 4 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 26,600 円とする。

第 5 条 削除

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 2.57 を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第 7 条 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 16,100 円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第 8 条 第 2 条第 4 項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 2.17 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第 9 条 第 2 条第 4 項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1 人について 17,100 円とする。

(賦課期日)

第 10 条 国民健康保険税の賦課期日は、4 月 1 日とする。

(徴収の方法)

第 11 条 国民健康保険税は、第 14 条、第 18 条及び第 19 条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

第 12 条—第 20 条 略

第 21 条及び第 22 条 削除

(国民健康保険税の減額)

第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 22 万円を超える場合には、22 万円）及び同条第 4 項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。

(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万

円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について18,620円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について11,270円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について11,970円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について13,300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,050円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,550円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た

金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 5 3 万 5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 5, 3 2 0 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 3, 2 2 0 円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 3, 4 2 0 円

2 国民健康保険の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者 (以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額 (前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては, その減額後の被保険者均等割額) に限る。) は, 当該被保険者均等割額から, 次の各号に掲げる区分に応じ, それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ, それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3, 9 9 0 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6, 6 5 0 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 1 0, 6 4 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1 3, 3 0 0 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ, それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 2, 4 1 5 円

イ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 4, 0 2 5 円

ウ 前項第 3 号イに規定する金額を減額した世帯 6, 4 4 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8, 0 5 0 円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 第 4 項に規定する出産被保険者 (以下「出産被保険者」という。) が属する場合にお

ける当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期

間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第 23 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象保険者等（法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 24 条の 2 第 1 項において同じ。）である場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第 23 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。）及び」とする。

(国民健康保険税の減免)

第 23 条の 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 当該年の所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納税義務者
 - ア 被保険者の資格を取得した日において、65 歳以上である者
 - イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者
 - (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定による被保険者（同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。）
 - (イ) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による被保険者
 - (ウ) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく共済組合の組

合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）

(4) 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある国民健康保険の被保険者（未就学児を除く。）が属する世帯の者のうち特別の事情があると認められるもの

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第 4 号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び税額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第 1 項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（国民健康保険税に関する申告）

第 24 条 国民健康保険税の納税義務者は、4 月 15 日まで（国民健康保険の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から 15 日以内）に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第 317 条の 2 第 1 項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第 24 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する

国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

（2）出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

（3）出産の予定日

（4）単胎妊娠又は多胎妊娠の別

（5）その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

（1）出産の予定日を明らかにすることができる書類

（2）多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

（3）出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

（国民健康保険税の納税通知書）

第25条 国民健康保険税の納税通知書の様式は、市長が別に定める。

（委任）

第26条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、常総

市税条例（昭和 33 年水海道市条例第 13 号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行し、昭和 34 年度分の国民健康保険税から適用する。

2—15 略

（新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例）

16 当分の間、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により第 23 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる者に該当する者であって、市長が必要と認めるものが国民健康保険税（令和 3 年度分及び令和 4 年度分の国民健康保険税であって、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（令和 4 年 2 月以前分の国民健康保険税を除く。）に限る。）の減免を受けようとする場合における同条第 2 項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

中略

附 則（令和 5 年条例第 12 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の常総市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の常総市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以

後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 1 2 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

◎議案第 89 号 常総市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について

奨学資金貸与制度は、市民の教育の機会均等を図るため、優良な生徒又は学生であって、経済的な理由により修学が困難な方に対しまして、学資を貸与する制度で、高等学校、高等専門学校又は短期大学を含む大学のいずれかに在学中の方に対し、学校の種類に応じて月額 1 万円から 3 万円までの額を、それぞれの学校の正規の修業期間の間、貸与するものでございます。

近年は、進路の多様化が進み、専門性の高い高等教育機関への進学者から問合せがある状況を踏まえ、貸与の対象となる学校に学校教育法で定める専修学校の専門課程、いわゆる「専門学校」を加えるとともに、貸与額を大学在学者と同額の月額 3 万円とする改正を行います。

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日の施行といたしますが、これから専門学校に進学予定の方、又は既に専門学校に在学中の方が、同日以後に速やかに貸与を受けるための手続について、条例の施行前においても可能とする旨の規定の整備を行うことで、対象校の拡大と併せて教育機会の拡充を図るものいたします。

○常総市奨学資金貸与条例

平成 17 年 12 月 28 日

条例第 136 号

(目的)

第 1 条 この条例は、常総市民の教育の機会均等を図るため、優良な生徒又は学生であって経済的な理由により修学が困難な者に対して、学資（以下「奨学資金」という。）を貸与し、もって有為な人材の育成を図ることを目的とする。

(資格要件)

第 2 条 奨学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 常総市民（市内に引き続き 1 年以上住所を有する者をいう。以下同じ。）又は常総市民の子であること。
- (2) 高等学校（特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）、高等専門学校又は大学、大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）に在学中の者であること。
- (3) 学業成績が優良で性行が善良であること。
- (4) 経済的な理由により修学が困難な者であること。
- (5) 本人及び保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に本人を監護するものをいう。以下同じ。）が市税を滞納していないこと。
- (6) 他の奨学金を受けていない者であること。

(貸与額等)

第 3 条 奨学資金の貸与額は、次の表の左欄に掲げる学校に在学する者について、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

学校の種別	貸与額（月額）
高等学校	10,000円
高等専門学校	20,000円
大学	30,000円
専修学校	30,000円

- 2 奨学資金の貸与総額及び貸与人員は、常総市奨学資金貸与基金の額の範囲内で市長が定める。

(利息)

第 4 条 奨学資金は、無利息とする。

(貸与期間)

第 5 条 奨学資金の貸与期間は、当該奨学資金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）の在学する学校における正規の修業期間とする。

（申請手続）

第 6 条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、教育委員会規則の定めるところにより常総市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

（審査会の設置）

第 7 条 奨学生を適正に選考するため、常総市奨学生選考審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審査会の組織）

第 8 条 審査会は、9 人の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げるもの者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 小学校及び中学校の学校長
- (2) 民生委員
- (3) 市職員

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（奨学生の決定）

第 9 条 奨学生は、審査会の選考を経て、教育委員会が決定する。

（連帯保証人等）

第 10 条 奨学生は、市内に住所を有する成年者（独立の生計を営む者に限る。）のうちから連帯保証人及び保証人各 1 人を立てなければならない。

2 前項の場合において、奨学生が未成年者であるときは、当該奨学生の連帯保証人は、当該奨学生の保護者でなければならない。

（停止又は取消し）

第 11 条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸与を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 第 2 条第 3 号から第 6 号までに掲げる要件を欠いたとき。
- (2) 休学し、又は退学したとき。
- (3) 心身の故障のため学業を続ける見込みがなくなったとき。
- (4) 奨学資金の貸与を辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、奨学資金の貸与が適当でない認められると

き。

(返還等)

第 12 条 奨学生は、貸付期間が終了した年の翌年の 4 月から起算して 10 年以内に奨学資金を返還しなければならない。

2 奨学生は、前条の規定による取消しがあったときは、当該取消しの日の属する月の翌月から起算して 5 年以内に奨学資金を返還しなければならない。

(延滞利息)

第 13 条 奨学生は、奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額について年 7.25 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。この場合において、その額に 1 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(返還猶予)

第 14 条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学資金の返還を猶予することができる。ただし、猶予期間は 5 年以内とする。

- (1) 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。
- (2) 上級学校に進学したとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。

(返還免除)

第 15 条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障により奨学資金の返還が困難になったと認められるとき。

(届出の義務)

第 16 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学し、若しくは復学し、又は退学し、若しくは卒業したとき。
- (2) 奨学生、連帯保証人又は保証人の氏名、住所、職業その他これらに準ずる重要な事項に異動が生じたとき。

(3) 前 2 号に掲げる事由のほか、教育委員会が定める事由が生じたとき。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(石下町の編入に伴う経過措置)

2 石下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、石下町奨学資金貸与条例（平成 5 年石下町条例第 5 号。以下「石下町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日前に、石下町条例の規定により貸付けを決定された奨学資金の貸付けについては、なお石下町条例の例による。

附 則（平成 20 年条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 号）

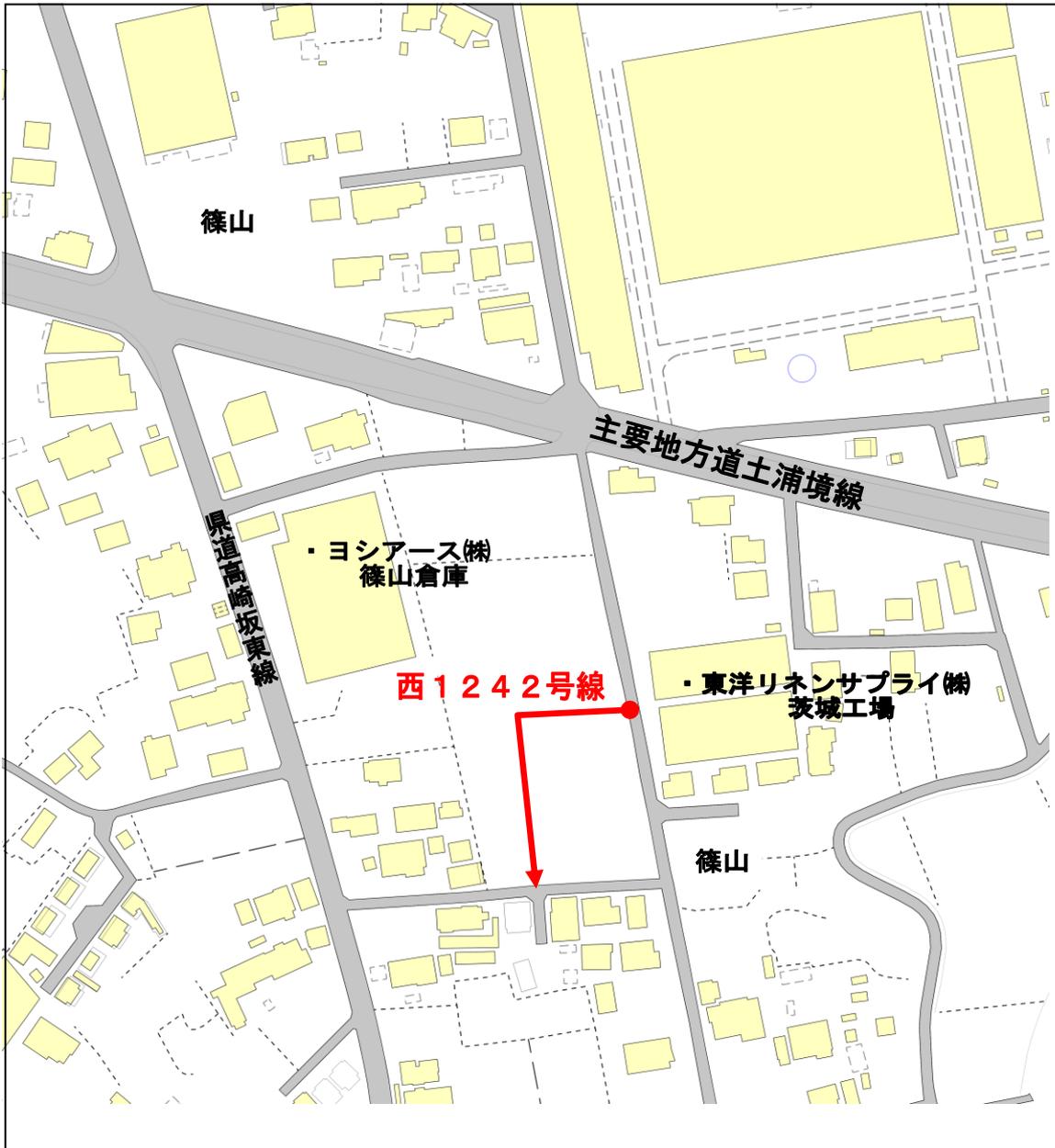
(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の常総市奨学資金貸与条例の規定による奨学資金の貸与の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

◎議案第90号 市道の路線の認定について（西1242号線）



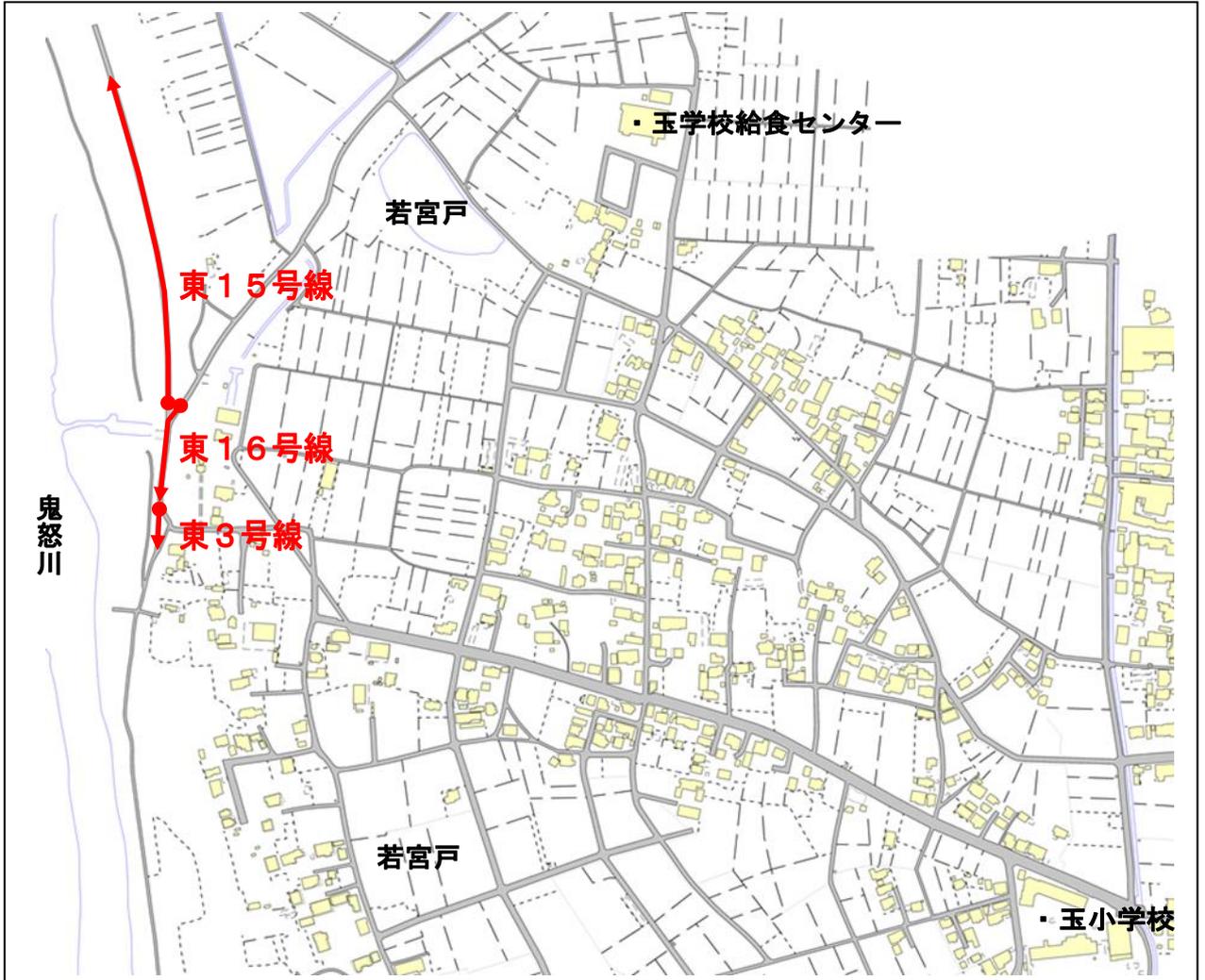
路線名	起点		終点
西1242	篠山261-1		篠山259-1
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）
	83.56m	5.02m	5.01m

◎議案第91号 市道の路線の廃止について（3352号線）



路線名	起点		終点	
3352	菅生町3065		菅生町3069-1	
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）	
	145.33m	1.65m	1.65m	

- ◎議案第92号 市道の路線の廃止について（東3号線）
- ◎議案第94号 市道の路線の廃止について（東15号線）
- ◎議案第95号 市道の路線の廃止について（東16号線）



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
東3	若宮戸1118	若宮戸1119-1	44.20	2.80	2.80
東15	若宮戸149-2	若宮戸1114-14	315.20	4.20	3.50
東16	若宮戸149-2	若宮戸146	123.22	3.00	3.00

◎議案第 9 3 号 市道の路線の廃止について（東 6 5 7 号線）



路線名	起 点		終 点	
東 6 5 7	新石下 4 5 - 1		新石下 2 2 - 1	
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)	
	2 0 4 . 8 2 m	6 . 0 0 m	4 . 0 0 m	

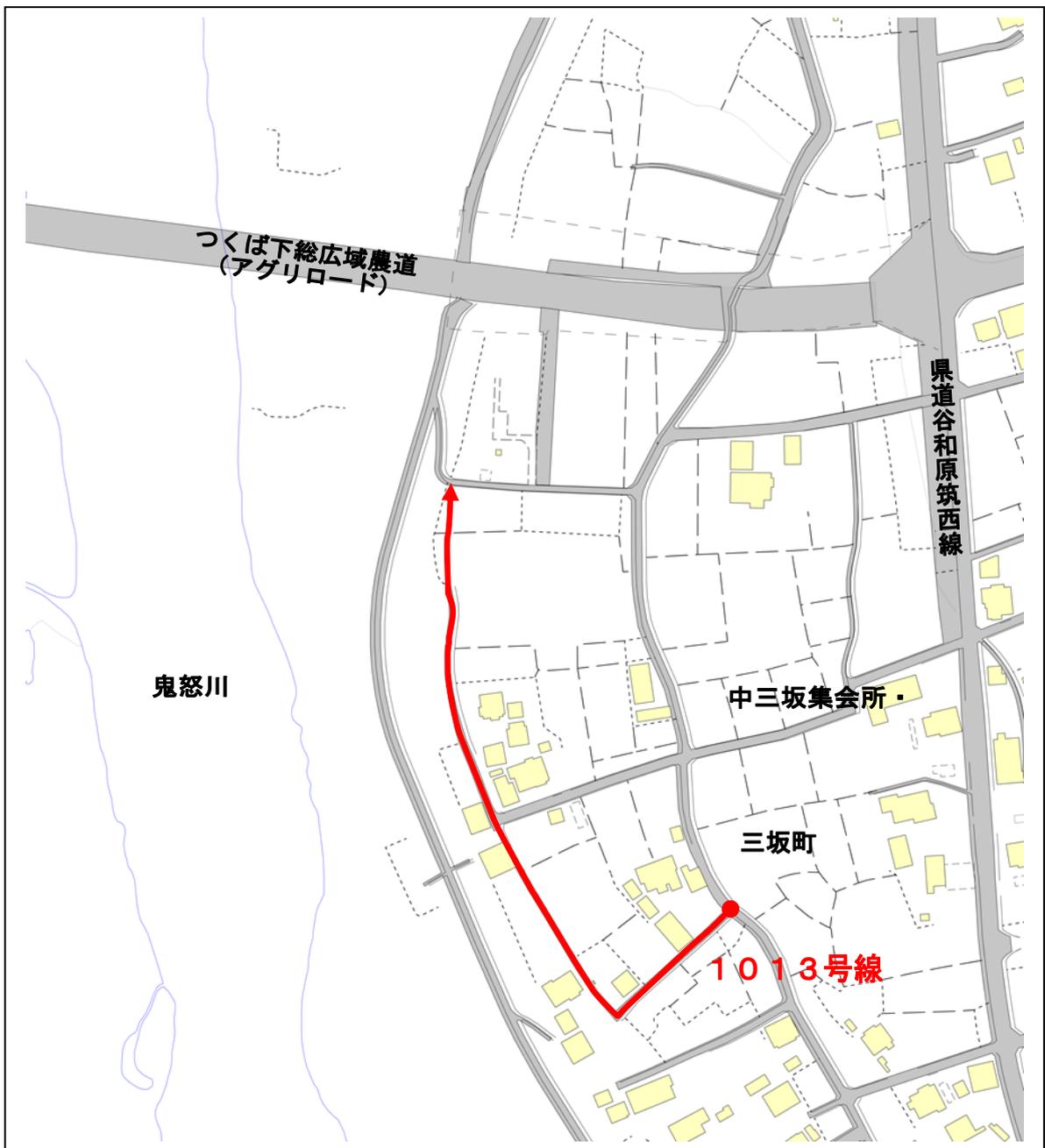
◎議案第96号 市道の路線の変更について（1013号線）

変 更 前



路線名	起 点		終 点
1013	三坂町797		三坂町775-1
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)
	266.07m	4.00m	0.50m

変更後



路線名	起点		終点
1013	三坂町797-1		三坂町771-1
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)
	290.22m	4.60m	0.50m

◎議案第97号 市道の路線の変更について（1481号線）

変更前



路線名	起点		終点	
1481	小山戸町224		水海道森下町4186-2	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	666.50m	3.50m	1.80m	

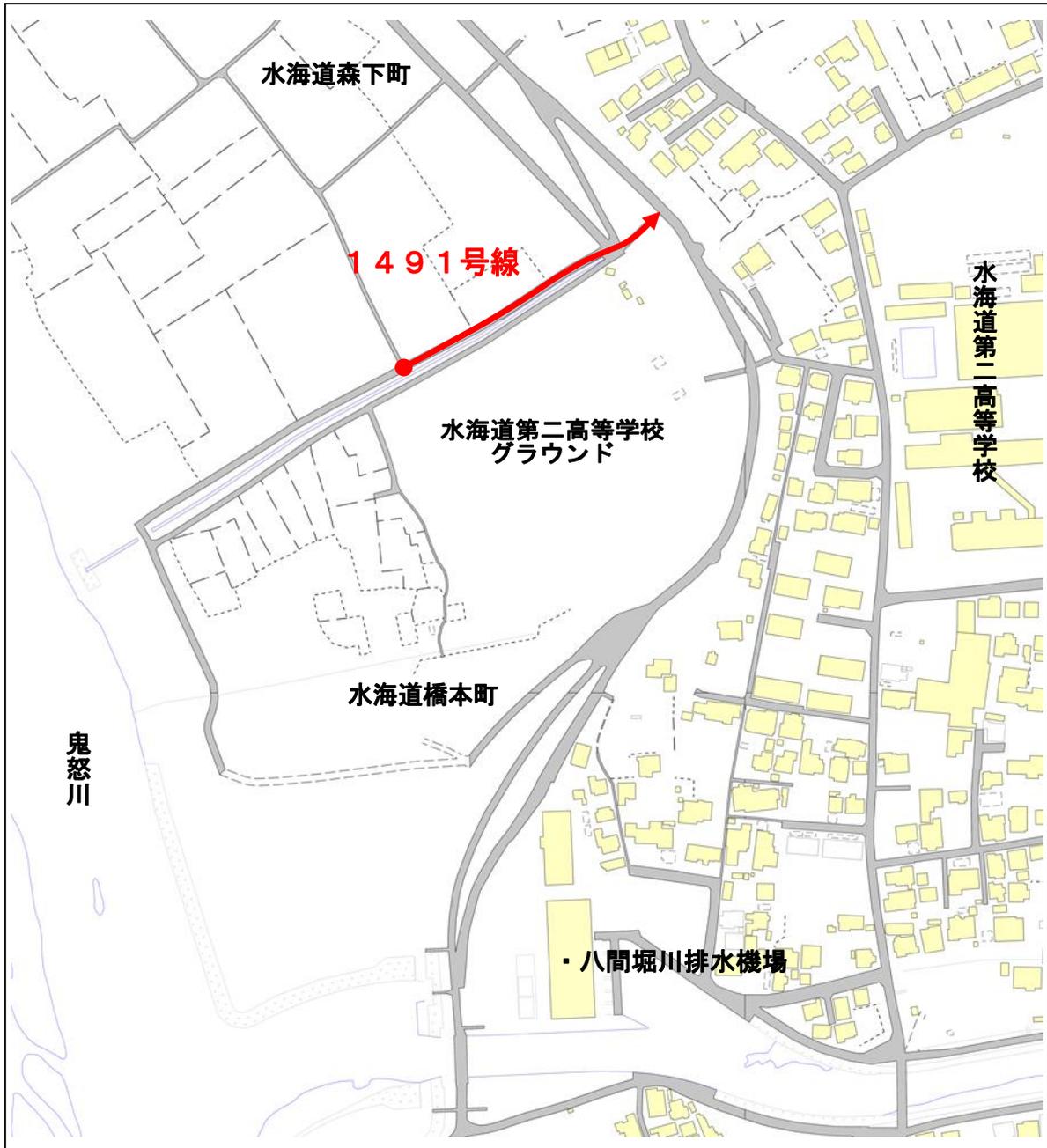
変更後



路線名	起点		終点
1481	水海道森下町4173-17		水海道森下町4186-2
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)
	228.97m	4.00m	1.80m

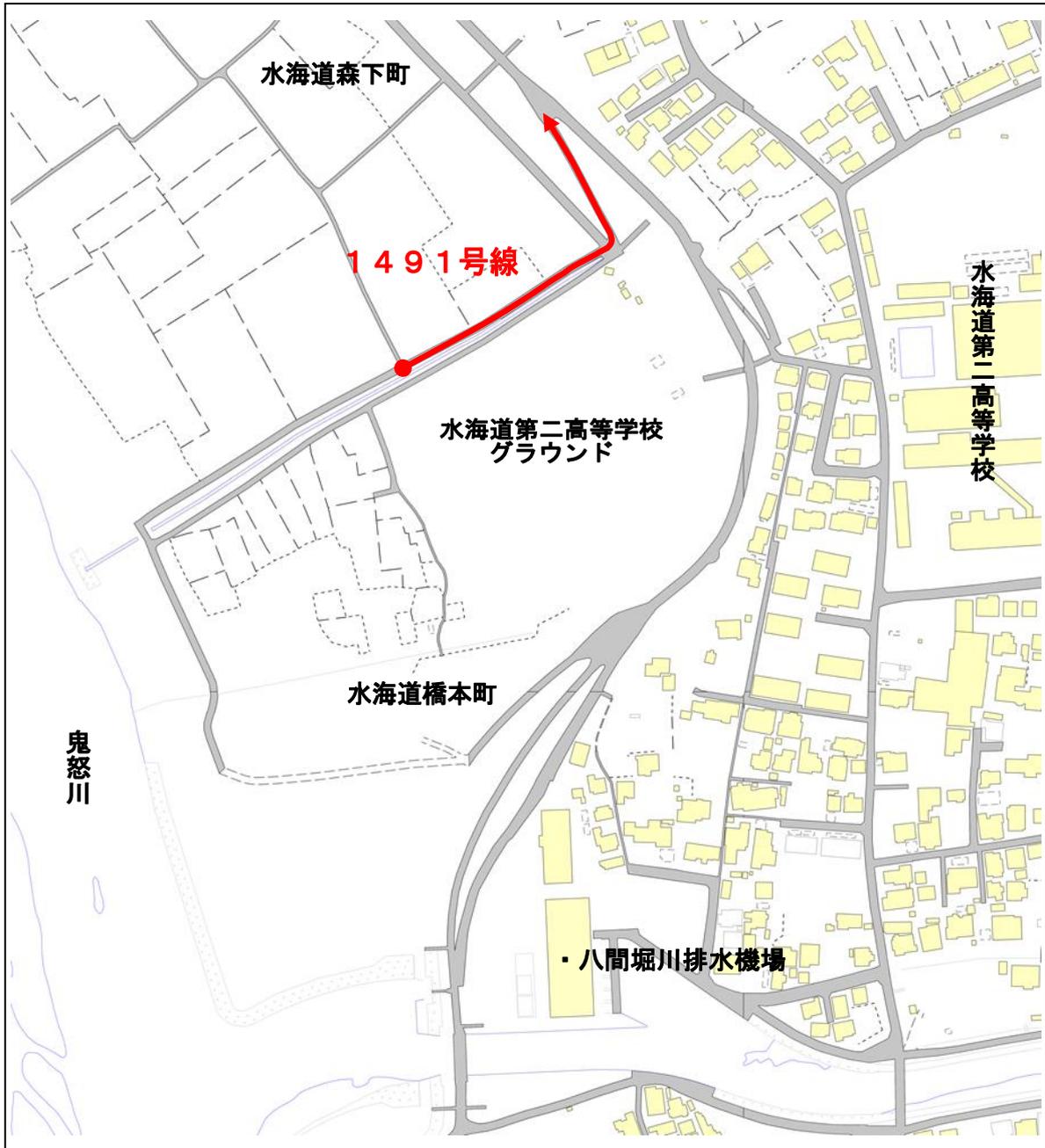
◎議案第98号 市道の路線の変更について（1491号線）

変更前



路線名	起点		終点
1491	水海道森下町4210-2		水海道森下町4201
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）
	168.43m	2.00m	1.80m

変更後

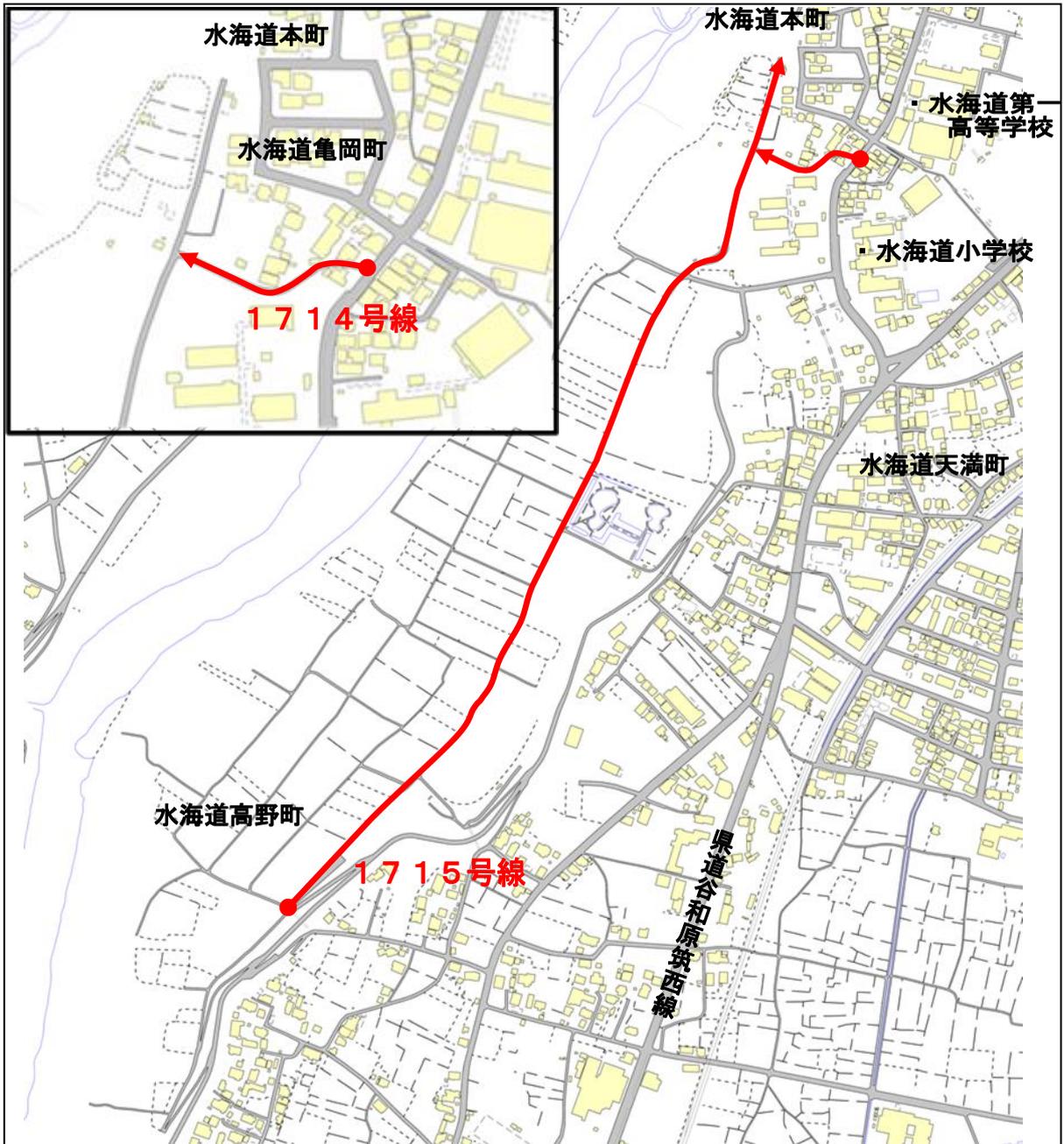


路線名	起点		終点	
1491	水海道森下町 4210-2		水海道森下町 4198-3	
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)	
	216.43m	3.30m	2.00m	

◎議案第99号 市道の路線の変更について（1714号線）

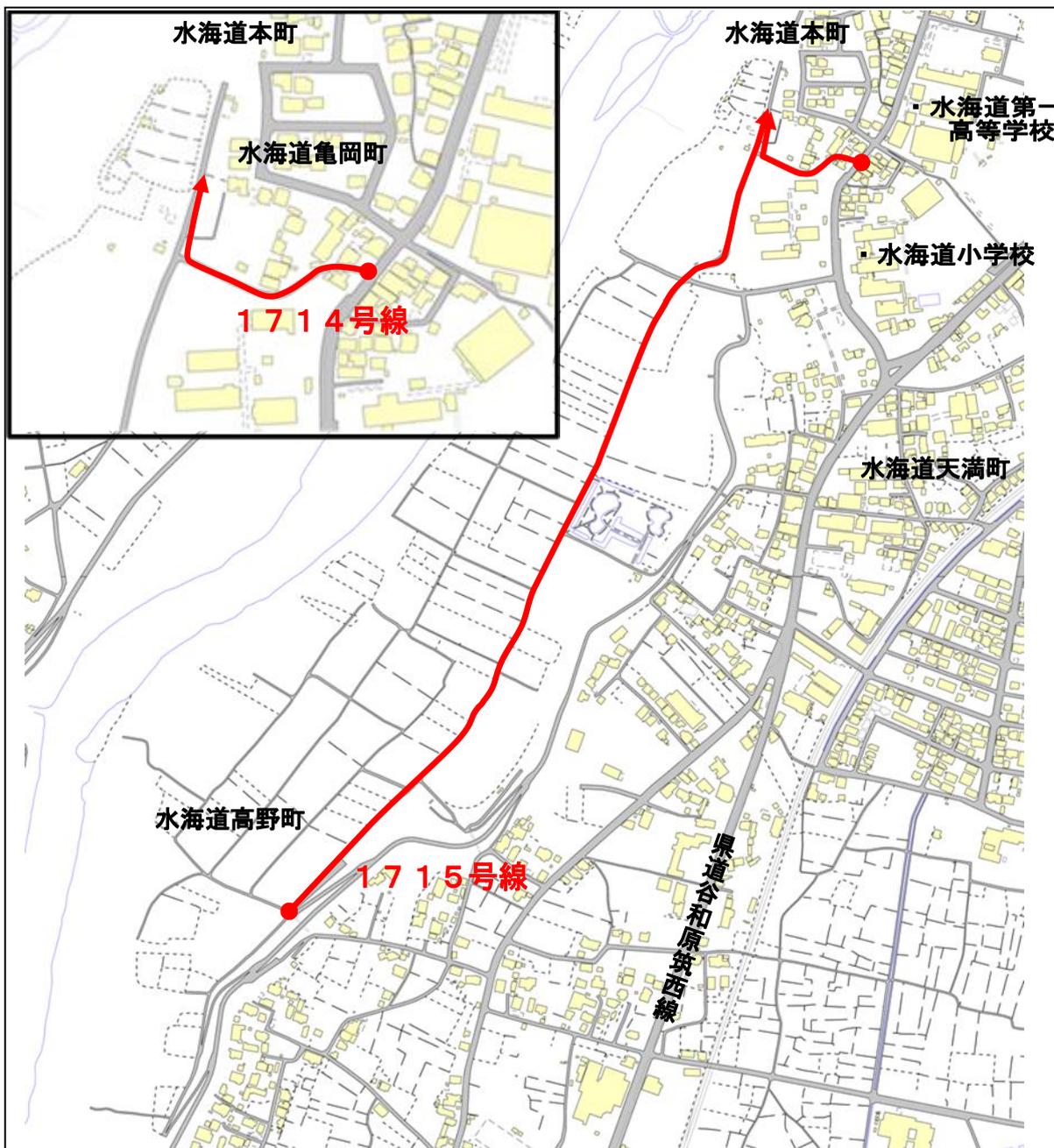
◎議案第100号 市道の路線の変更について（1715号線）

変 更 前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
1714	水海道亀岡町2557-1	水海道天満町2476	128.92	3.75	3.10
1715	水海道高野町4324	水海道本町4225-12	1,215.64	6.10	2.00

変更後

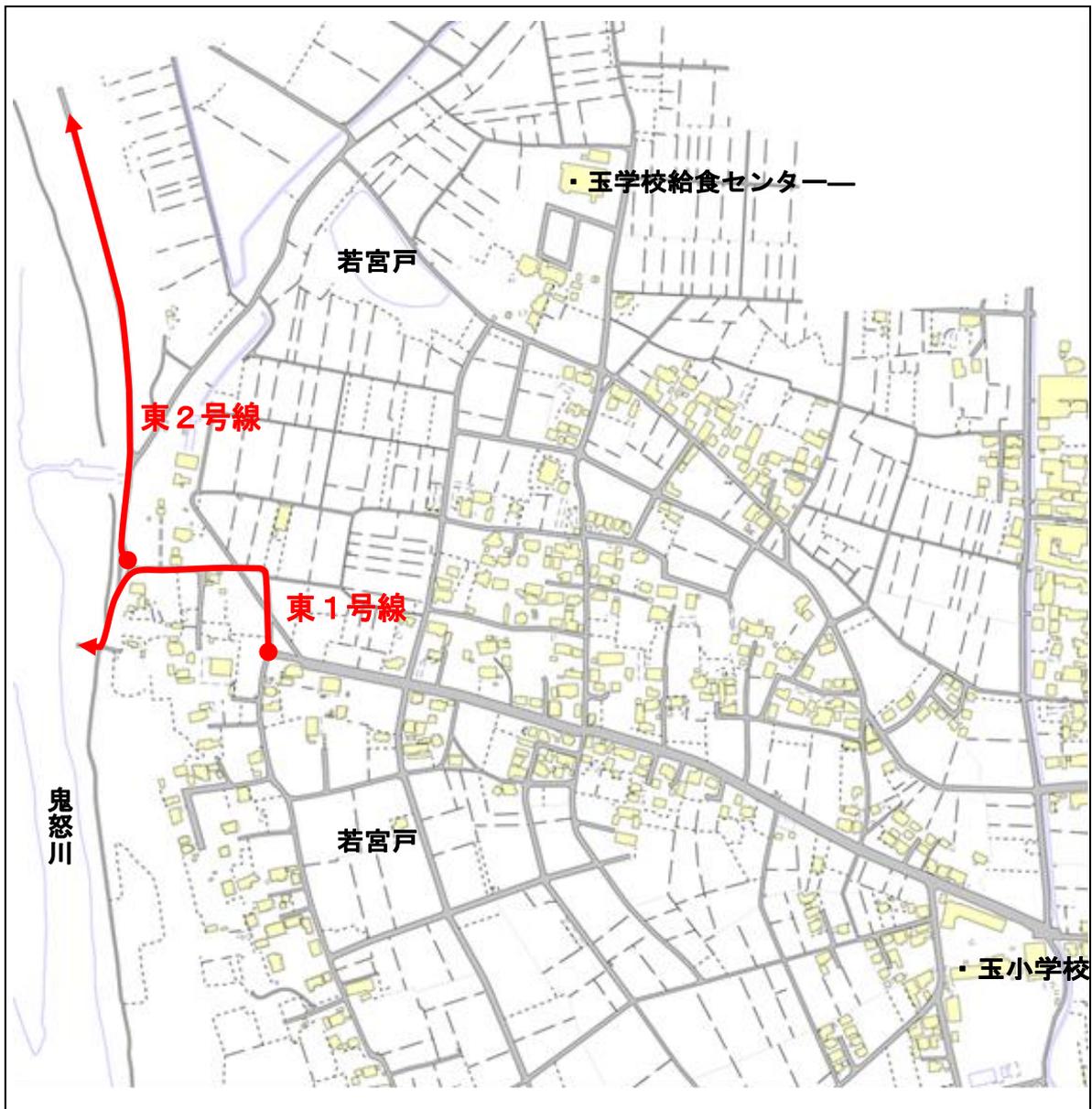


路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
1714	水海道亀岡町2557-1	水海道亀岡町2561-1	176.92	3.70	3.10
1715	水海道高野町4324-1	水海道本町4225-10	1,165.64	4.90	2.30

◎議案第101号 市道の路線の変更について（東1号線）

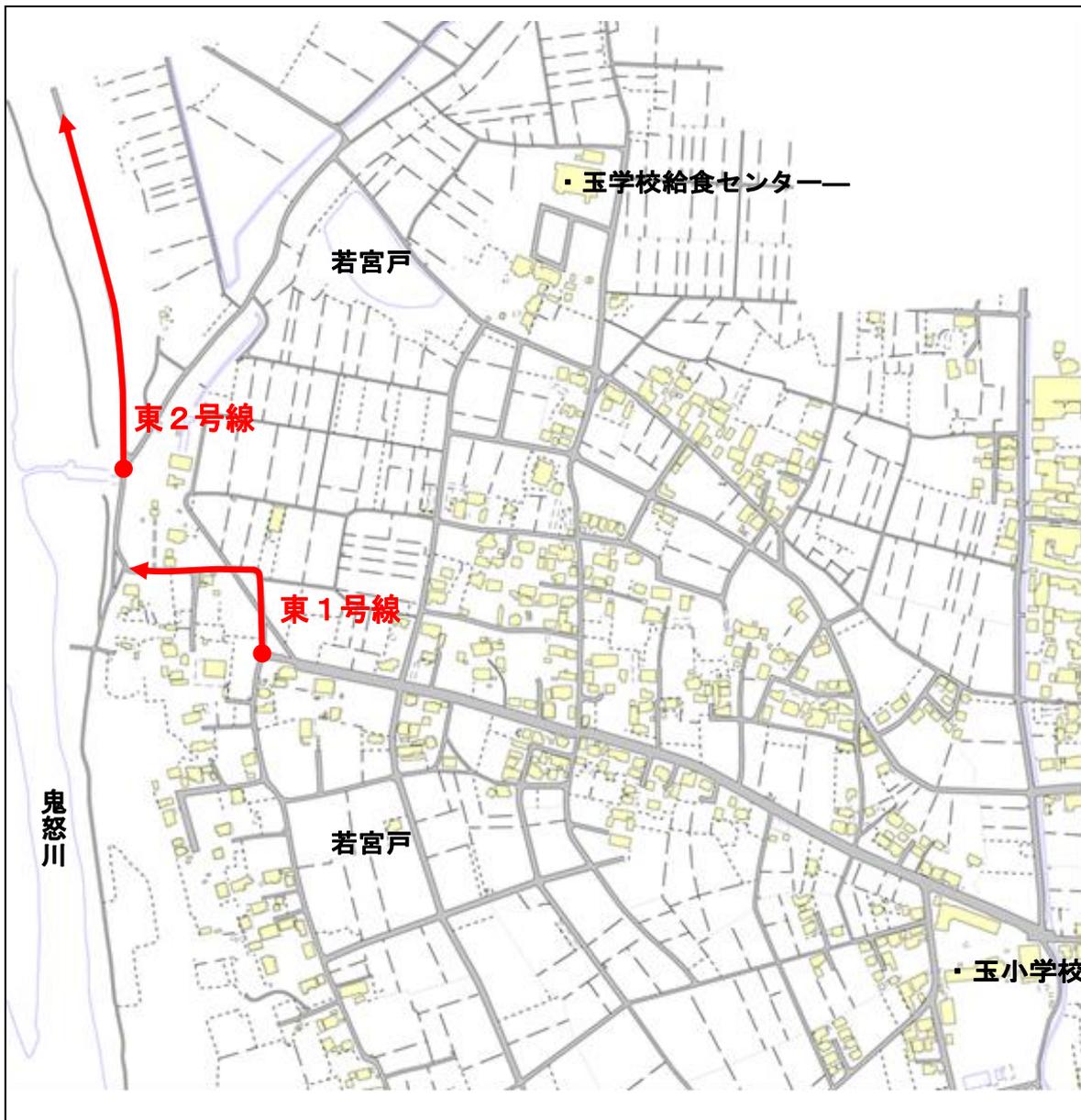
◎議案第102号 市道の路線の変更について（東2号線）

変更前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
東1	若宮戸98-1	若宮戸1121-2	320.19	4.50	2.20
東2	若宮戸146	若宮戸1114-14	431.22	5.50	4.00

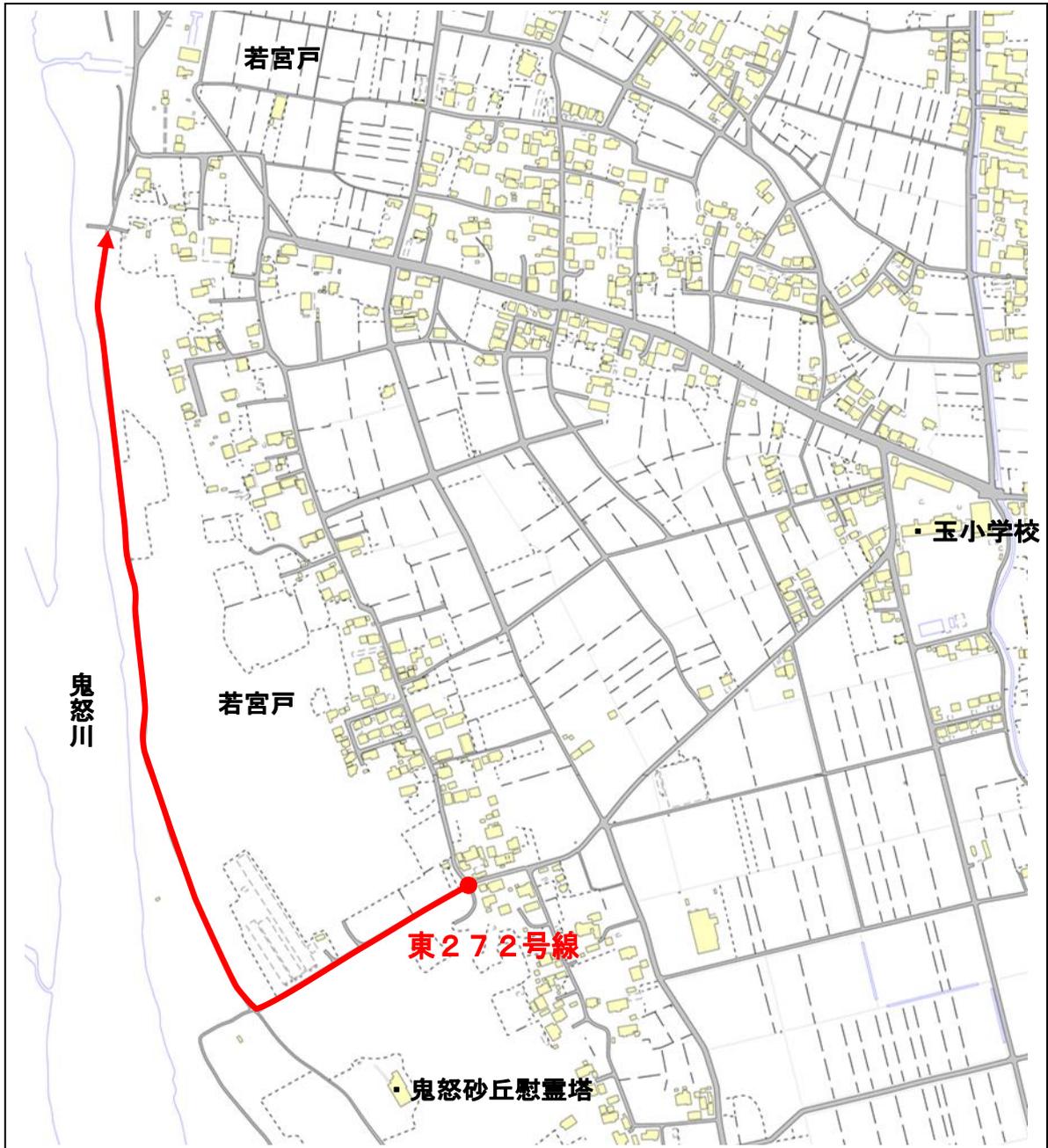
変更後



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
東1	若宮戸99-1	若宮戸1211-3	215.19	4.50	4.30
東2	若宮戸147	若宮戸1114-14	341.22	5.50	5.50

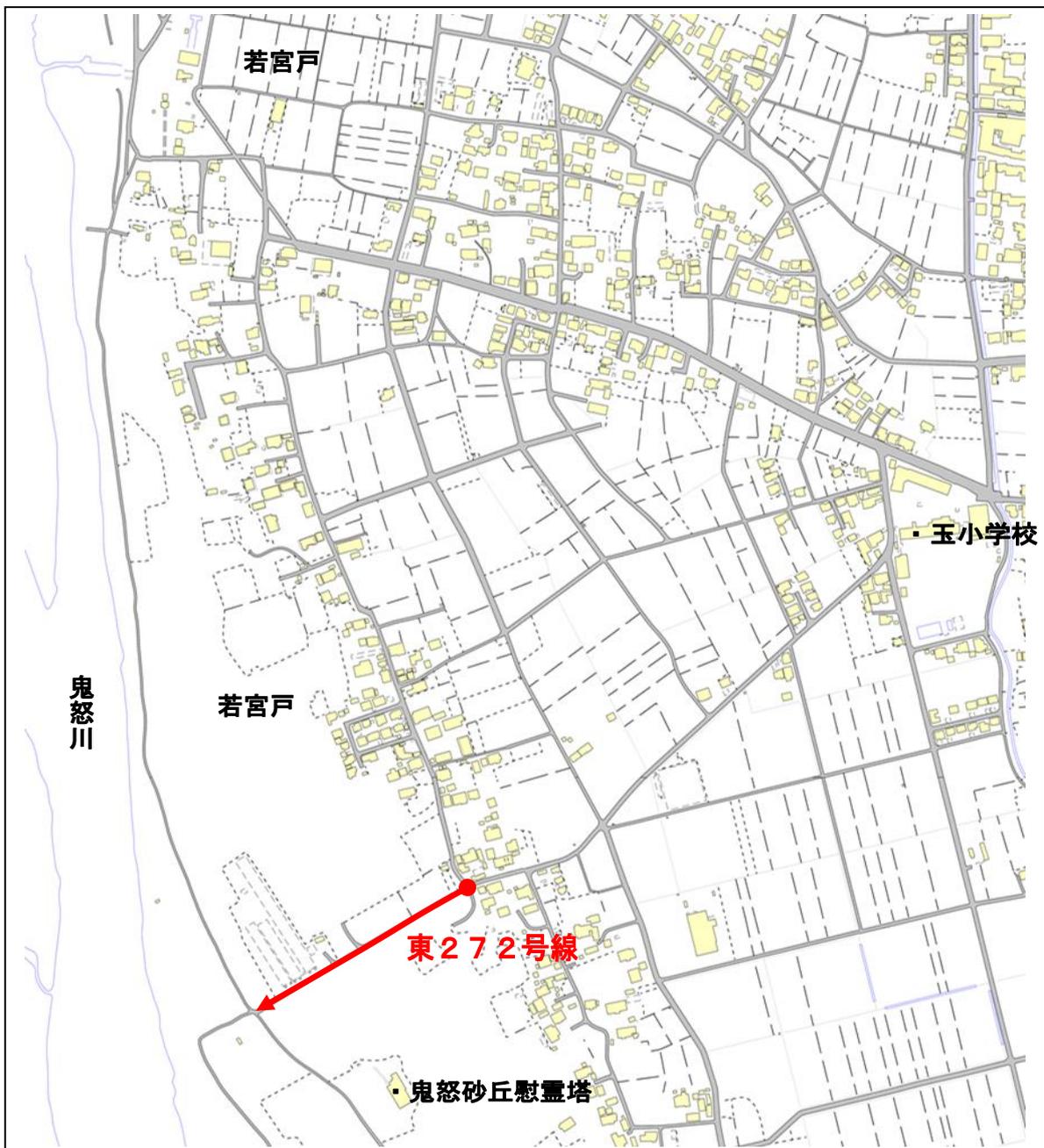
◎議案第103号 市道の路線の変更について（東272号線）

変更前



路線名	起点		終点	
東272	若宮戸1171-1		若宮戸1121-1	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	1,123.05m	3.00m	2.50m	

変更後

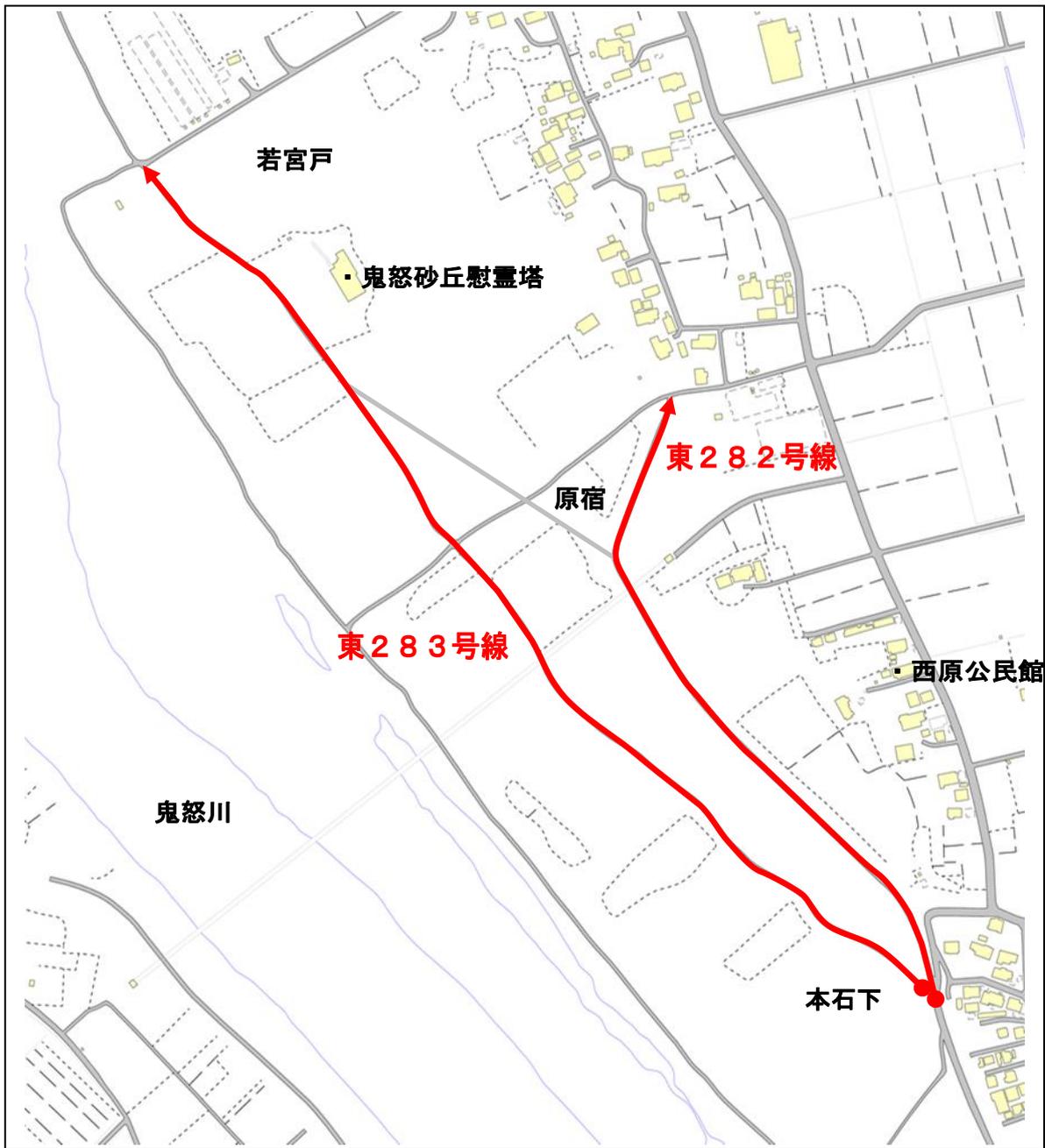


路線名	起点		終点	
東272	若宮戸1171-1		若宮戸1167-1	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	218.05m	4.00m	3.00m	

◎議案第104号 市道の路線の変更について（東282号線）

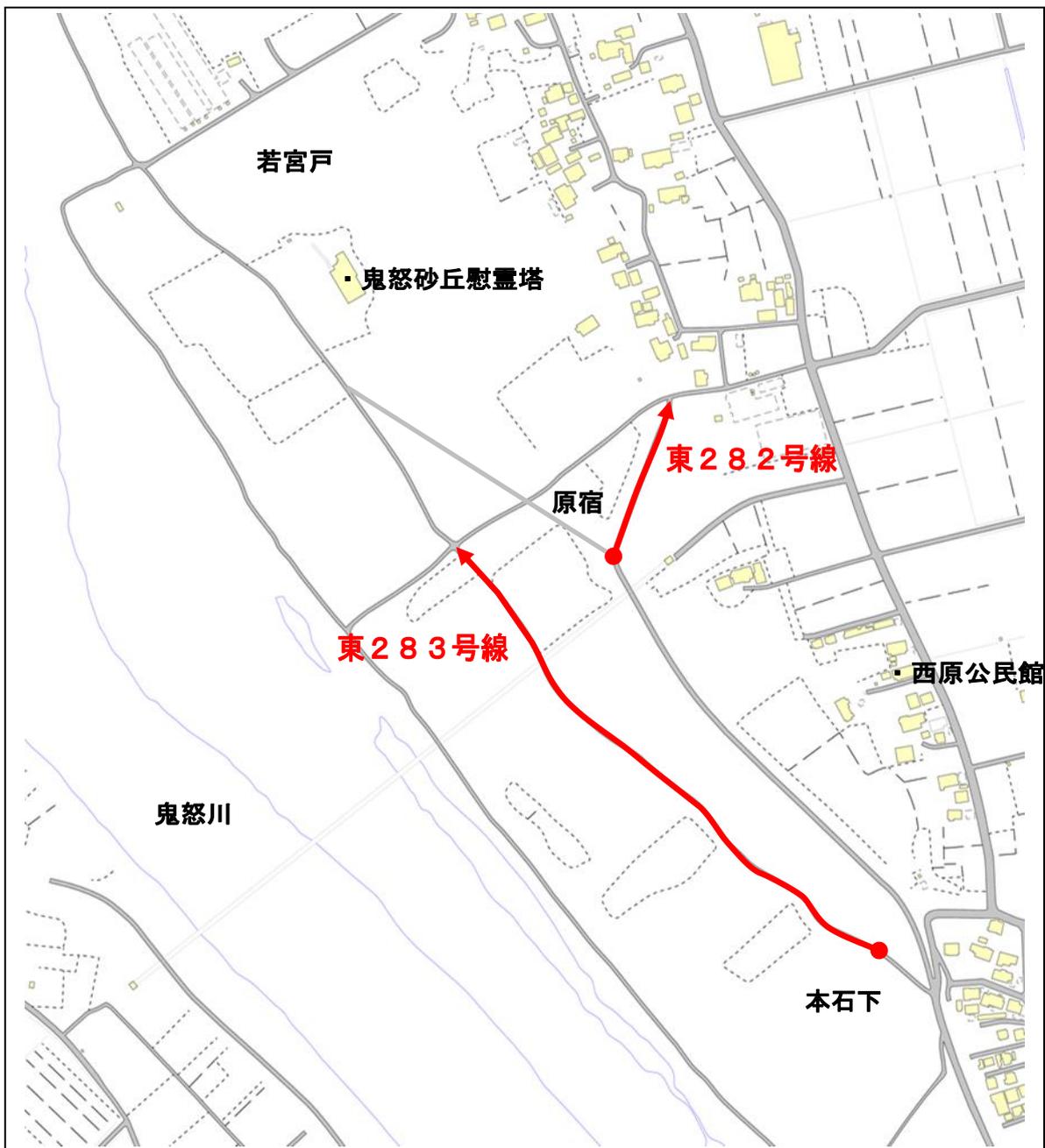
◎議案第105号 市道の路線の変更について（東283号線）

変更前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
東282	本石下3337-2	原宿841-1	528.30	5.50	4.50
東283	本石下3337-2	若宮戸1134-1	865.66	5.00	2.50

変更後



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
東282	本石下3287-4	原宿840-1	121.23	4.40	3.30
東283	本石下3337-2	原宿843	446.66	2.50	2.50